

調停手続相談会

長崎調停協会連合会では、最高裁判所委嘱の調停手続相談事業として、次のとおり無料で調停手続相談会を開催し、民事・家事調停委員が調停相談に関する相談をお受けします。

○佐世保調停協会・平戸調停協会

日 時 令和6年10月2日（水）午前10時から午後4時まで

※午後3時受付終了

場 所 アルカスSASEBO 3階大会議室

（住所：佐世保市三浦町2-3）

相談種類 金銭、土地建物、交通事故、公害、家庭問題（夫婦、親子、相続、扶養など）

その他 無料・秘密厳守・予約不要・当日、順次受付をいたします。

○大村調停協会

日 時 令和6年10月6日（日）午前10時から午後4時まで

場 所 中央公民館（コミュニティセンター）2階

（住所：大村市幸町25-33）

相談種類 金銭、土地建物、交通事故、公害、家庭問題（夫婦、親子、相続、扶養など）

その他 無料・秘密厳守・予約不要・当日、順次受付をいたします。

問合せ先 大村調停協会 090-9071-6495（午前10時から午後5時まで）

（調停手続相談会までの期間限定電話）

※調停手続相談会に関する問い合わせである旨、お伝えください（電話による相談は受付ておりません。）。

○ご利用にあたって

1 調停手続相談事業は、調停協会（調停委員の地域ごとの団体）が主催して行います。

2 相談は無料で、秘密は厳守されます。

※調停手続相談では、現に訴訟や調停になっている事件の相談や法律的な判断を求めるような相談はできませんのでご注意ください。